

事 務 連 絡
令和4年3月31日

高齢者施設等 運営事業者 様

東京都福祉保健局高齢社会対策部長

東京都高齢者施設等事業継続支援事業の令和4年4月以降の取扱いについて（通知）

日頃から東京都の高齢者保健福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都では、都内高齢者施設等が、入所者への新型コロナウイルス感染症の感染防止及び施設職員の同居者への感染防止を図るため、施設職員が滞在する宿泊先の確保等を行う場合に要する経費を都独自に支援する「東京都高齢者施設等事業継続支援事業」を令和4年1月から実施してまいりました。

本事業については、現在の新型コロナウイルスの感染状況等に鑑み、令和4年度事業として4月から6月まで間、実施することとなりました。

事業実施に係る実施要綱等は、現在策定中ですので改めて通知しますが、概要は下記のとおりですので御確認くださいようお願いいたします。

記

1 事業目的（令和3年度と変更ありません）

高齢者施設等が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時において、入所者への感染防止を図るとともに、基礎疾患を有する家族等と同居している施設職員の自宅内での感染防止を図るため、ホテルや住居等を借り上げる費用等の補助を行う。

2 補助対象施設、補助対象経費及び補助基準額（令和3年度と変更ありません）

（1）補助対象施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護

（2）補助対象経費

施設入所者への感染防止及び施設職員の自宅内での感染防止のため、施設職員の宿泊先確保として行うホテルや住居等の借上げ等に要する経費

（3）補助基準額

宿泊等経費（1人1室当たり）8,000円/日

ただし、対象施設の実支出額が1人当たり8,000円/日を下回る場合、実費額とする。

（4）補助要件

ア 対象施設があらかじめ契約等により宿泊施設を指定していること（事前の電話予約など口頭でも可）

イ 対象施設が、入所者への新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、又は施設職員が基礎疾患を有する家族等と同居しており自宅内での感染防止を図るため、施設職員の宿泊の必要性を確認していること。

ウ 宿泊に係る経費には、食費等個人に帰属するものが除かれていることを対象施設が確認していること。

3 実施期間

令和4年4月1日から同年6月30日まで

4 交付申請の概要

(1) 交付の方法

確定払（実績報告後に補助金を交付します。）

(2) スケジュール（目安）

交付申請 令和4年6月

実績報告 令和4年7月

交付 令和4年8月中

5 参考

(1) 【令和3年度】東京都高齢者施設等事業継続支援事業実施要綱

(2) 【令和3年度】東京都高齢者施設等事業継続支援事業補助金交付要綱

(3) 事業継続支援事業実施要綱について（FAQ）3月4日更新版

6 問合せ先

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム） 関係】

福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当

メールアドレス S0000269@section.metro.tokyo.jp

【介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護 関係】

福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護保険担当

メールアドレス S0000615@section.metro.tokyo.jp

【特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム） 関係】

福祉保健局高齢社会対策部施設支援課有料老人ホーム担当

メールアドレス S0000269@section.metro.tokyo.jp

【特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅） 関係】

福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課高齢者住宅担当

メールアドレス S0000270@section.metro.tokyo.jp

※ メールでのお問い合わせに際しては、必ずメール件名の冒頭に「事業継続支援・（施設種別）」と入れてください。